

【2024年12月18日発行】

=====
■ 人事労務マガジン／特集第228号 ■
=====

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 広報誌「厚生労働」12月号発売中
特集：調査から読み取る職場におけるハラスメント対策
2. 「令和6年度生涯現役地域づくり環境整備事業情報交換会」を開催しました
3. くるみんプラス認定を取得しましょう 「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」をご活用ください
4. 働く妊産婦のための母性健康管理の取り組みについて 母性健康管理等研修会を視聴ください

【トピック1】広報誌「厚生労働」12月号発売中

特集：調査から読み取る職場におけるハラスメント対策

現在、職場におけるハラスメント対策の実施は、すべての企業(事業主)にとって義務となっています。

そのため、企業はさまざまなハラスメント防止の取り組みを行っていますが、労働者などからのハラスメントに関する相談は後を絶ちません。

今回は、12月の「職場のハラスメント撲滅月間」に合わせて、職場におけるハラスメントの現状と対策(企業向け・労働者向け)を紹介し、ハラスメント対策に取り組む重要性を訴えます。

■広報誌「厚生労働」12月 特集はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou kouhou/kouhou shuppan/magazine/202412_001.html

【トピック2】「令和6年度生涯現役地域づくり環境整備事業情報交換会」を開催しました

厚生労働省では、地域における高年齢者等の雇用・就業機会の確保施策の1つとして、「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施しています。

環境整備事業は、地方自治体を中心となって構成される協議会が、地域福祉や地方創生等の取り組みと連携し、地域における持続可能な高年齢者等の雇用・就業支援のモデルを構築するとともに、他地域へ展開・普及することを目的としています。

このたび、環境整備事業を実施中の協議会における取り組みの質を底上げするとともに、広く情報展開を図ることなどを目的に、情報交換会を11月20日(水)に開催しました。

情報交換会では、基調講演をはじめ、先進的な取り組み事例の発表や意見交換を実施しました。高年齢者雇用に関わる重要なテーマについてディスカッションを行い、高年齢者等の雇用・就業に関する取り組みのさらなる促進に向け、活発な議論を行いました。

地域の特色を活かした創意工夫のある取り組みを提案した協議会には、最大3年度間、国の事業として環境整備事業を委託します。地域の高年齢者等のニーズに合致した効果的な取り組みの構想をお持ちの場合は、管轄する地方自治体とご相談のうえ、厚生労働省または都道府県労働局にご連絡ください。

【発表資料・情報交換会の詳細はこちら】

<http://www.langate.co.jp/syougaieneki/>

※「令和6年度生涯現役地域づくり普及促進事業」受託者であるランゲート株式会社が運営するサイトへ移動します。

【生涯現役地域づくり環境整備事業の概要はこちら】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29812.html

【トピック3】くるみんプラス認定を取得しましょう 「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」をご活用ください

厚生労働省では、不妊治療と仕事との両立支援に取り組む企業に対して、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定にプラスして「くるみんプラス」認定を行っています。

プラス認定には次の種類があります。

- ・くるみんプラス
- ・プラチナくるみんプラス
- ・トライくるみんプラス

認定を取得すると認定マークを商品や名刺につけることができます。

認定の要件は以下のとおりです。

- 1 不妊治療のための休暇制度および両立支援制度を導入していること
- 2 講じている措置内容と企業トップの方針を労働者に周知していること
- 3 研修等労働者の理解を促進するための取り組みを実施していること
- 4 両立支援担当者の選任および周知していること

認定要件の研修には、厚生労働省で実施する「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」が利用できます。オンラインですので、ぜひご活用ください。

■プラス認定について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001334941.pdf>

■「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」について

<https://www.funin-ryoritsu.mhlw.go.jp/>

【トピック4】働く妊産婦のための母性健康管理の取り組みについて 母性健康管理等研修会を視聴ください

働く女性の妊娠・出産については、男女雇用機会均等法で「母性健康管理措置」、労働基準法で「母性保護」が定められています。

働く女性が安心・安全に出産するためには、企業において、これらの法令が周知徹底されるとともに、妊娠・出産、働く女性への必要な配慮や具体的な取り組みを理解することが必要です。

妊娠の週数によって、体調やそれに伴う必要な配慮は変化します。

例えば、つわりによって、休業や通勤時間帯の見直しが必要になったり、においや換気で気分が悪くなる、おなかが大きくなると足元が見えにくくなり、階段や足元の荷物に気をつけるなどの配慮が必要になります。加えて、プライバシーの保護や不利益取り扱いの禁止、ハラスメント防止にも注意が必要です。

企業の皆さま、妊産婦に限らず、すべての労働者が働きやすい環境づくりに取り組みましょう。厚生労働省の実施する「母性健康管理等研修会」では、関係法令の説明、産婦人科医から妊産婦への留意点、企業の具体的な取り組みの紹介、専門家による事例検討を行っていますので、ぜひご視聴ください。

■女性労働者の母性健康管理等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html

■母性健康管理等研修会(オンライン)

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/kenshu2024/>